

令和6年度天橋立世界遺産登録推進に係る国際カンファレンス開催業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度天橋立世界遺産登録推進に係る国際カンファレンス開催業務

2 目的

本業務は、天橋立の世界遺産登録に向けた調査研究の一環として、海外の有識者等と天橋立世界遺産登録推進会議及び同専門委員会メンバー（以下「当方メンバー」という。）との意見交換会を主な内容とする国際カンファレンスを行うことで、天橋立の世界遺産登録に係る課題抽出や解決策の検討につなげることを目的とする。

3 委託業務期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 国際カンファレンスの開催

ア 開催時期

招聘する海外有識者等及び当方メンバーの日程調整の上、決定する。

イ 企画・講師調整

2の目的に沿う海外有識者の候補者を複数選定し、候補者ごとに意見交換を行う事項を提案する。

また、招聘が決まった海外有識者との連絡調整及び謝金・旅費等の支払いを行う。

ウ 運営

会場の設営や、資料の翻訳、当日の通訳等会の運営一切を行う。(会場の選定、申込、使用料の支払いは除く)

また、海外有識者はオンライン参加とする。

エ 資料及び報告書の作成

当日使用する資料を作成するとともに、招聘する有識者の意向に沿った言語での翻訳を行う。また、会の要点をまとめた報告書を作成する。

資料作成に必要な画像等の素材は、著作権等の使用許諾が不要となる引用の範囲で作成する。

5 成果物

業務終了後、業務完了報告として、委託内容及び成果に関する報告書をまとめ、紙（A4版）及び電子媒体で提出すること。

- | | |
|-----------------|----|
| ・業務完了報告書 | 1部 |
| ・国際カンファレンス実施報告書 | 4部 |
| ・上記 電子データ | 4部 |

6 注意事項

- (1) 本事業で撮影した素材を含む成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関する無期限の使用について必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担により、これを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (4) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、現状回復及びその他賠償等について、対応すること。
- (5) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。